

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成三十年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住 所	賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称			所 在	面積(㎡)
小中 将史		広島市	竹原市高崎町字中浦二四一七番二三ほか一九筆	四四、八九七
農事組合法人よいたんぼ原		三原市	三原市久井町羽倉字五反田二一〇二番ほか四筆	一二、一〇五
農事組合法人三若		三次市	三次市三若町二二番ほか一四〇筆	三〇九、八七一
株式会社かみごう農産		庄原市	庄原市口和町向泉字五反縄一四〇番一ほか一六筆	二八、五二一
農事組合法人くまの		庄原市	庄原市上原町字熊野二九九八番ほか三筆	五、四七八
増田 正則		安芸高田市	安芸高田市高宮町佐々部字門田一八番一ほか一五筆	三三、五二六
増田 正則		安芸高田市	安芸高田市高宮町佐々部字門田二番ほか一九筆	四〇、九三七
増田 正則		安芸高田市	安芸高田市高宮町新庄字茶園	五、四四二
角保 雅史		安芸高田市	安芸高田市高宮町房後字坪屋二六二番一ほか二筆	六、二三九
上田 義之		安芸高田市	安芸高田市高宮町房後字石田五一七番ほか一七筆	二一、〇一九
株式会社羽佐竹農場		安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字大東一〇四三番ほか五筆	一〇、四〇四
渡部 正秀		山県郡安芸太田町	山県郡安芸太田町大字穴字早木一〇九七番ほか一二筆	六、六三五
橋田 将樹		山県郡北広島町	山県郡北広島町新庄字茶園二二一五番ほか二筆	三、六六三
茂川 真二		山県郡北広島町	山県郡北広島町吉木字向イ河原四九三七番一ほか一筆	五、七二二
間口アグリファクトリ 株式会社		大阪府大阪市	山県郡北広島町西宗字四万津一二八番一ほか三八筆	七二、二〇一
渡邊 光		山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字下朝枝一二二番二ほか五筆	九、九六四
砂子 拓也		山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字下朝枝一二〇〇番二ほか一筆	一、四七九
株式会社ファーム寒曳		山県郡北広島町	山県郡北広島町大塚字神楽	八、九五四

有限会社こめ奉行	世羅郡世羅町	一〇三三番ほか五筆 世羅郡世羅町大字上津田字 土居一七〇六番一ほか四筆	六、八四二
----------	--------	---	-------

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成三十年十一月十二日から平成三十年十一月二十六日まで